

1 見直しの背景・概要

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）
 - ▶ 市町村は、5年を1期とする「**市町村子ども・子育て支援事業計画**」を策定し、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「**量の見込み**」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「**確保方策**」という。）」を定める。[第61条]
- (2) 第2期松戸市子ども総合計画（令和2年3月策定）
 - ▶ 本市では、市町村子ども・子育て支援事業計画その他の関連計画を一体化（図1参照）し、令和2年3月に、計画期間を令和2～6年度とする、**第2期松戸市子ども総合計画**を策定
 - ▶ 令和4年度は、計画期間の中間年にあたることから、下記(3)の国の基本指針に従い、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における、令和2年度から令和4年度までの実績を踏まえ、「量の見込み」と「確保方策」等を検証し、**令和5年度及び令和6年度の計画値の見直しを行う**。
- (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
 - ▶ **教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る「量の見込み」と大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、「量の見込み」と大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。**このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、**計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。**[第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 六 その他 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価]

図1 松戸市子ども総合計画の構成と計画期間



2 見直しの方法等

- (1) 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日付け内閣府事務連絡）
 - ① 教育・保育
 - ▶ 市町村子ども子育て支援事業計画で設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの**令和3年4月1日時点**における「実績値」を「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、**10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要**と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。
 - ② 地域子ども・子育て支援事業
 - ▶ 教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、見直しを行うこととする。
- (2) 推計人口の見直し
 - ▶ 計画策定時の推計人口と直近の人口との間に乖離が生じているため、「量の見込み」を見直すに際し、直近の人口動向を基に、計画策定時と同様、**コーホート要因法※による再推計を実施**した。
 - ※ 年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法
- (3) 市民アンケート調査
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行等による保護者の就労動向や生活様式、子育て環境等の変化を把握するため、**未就学児の保護者を対象にアンケート調査を実施**した。

3 見直しを行った事業

◎ 令和4年度までの実績を踏まえ、下図の赤字で示した事業について見直しを行った。

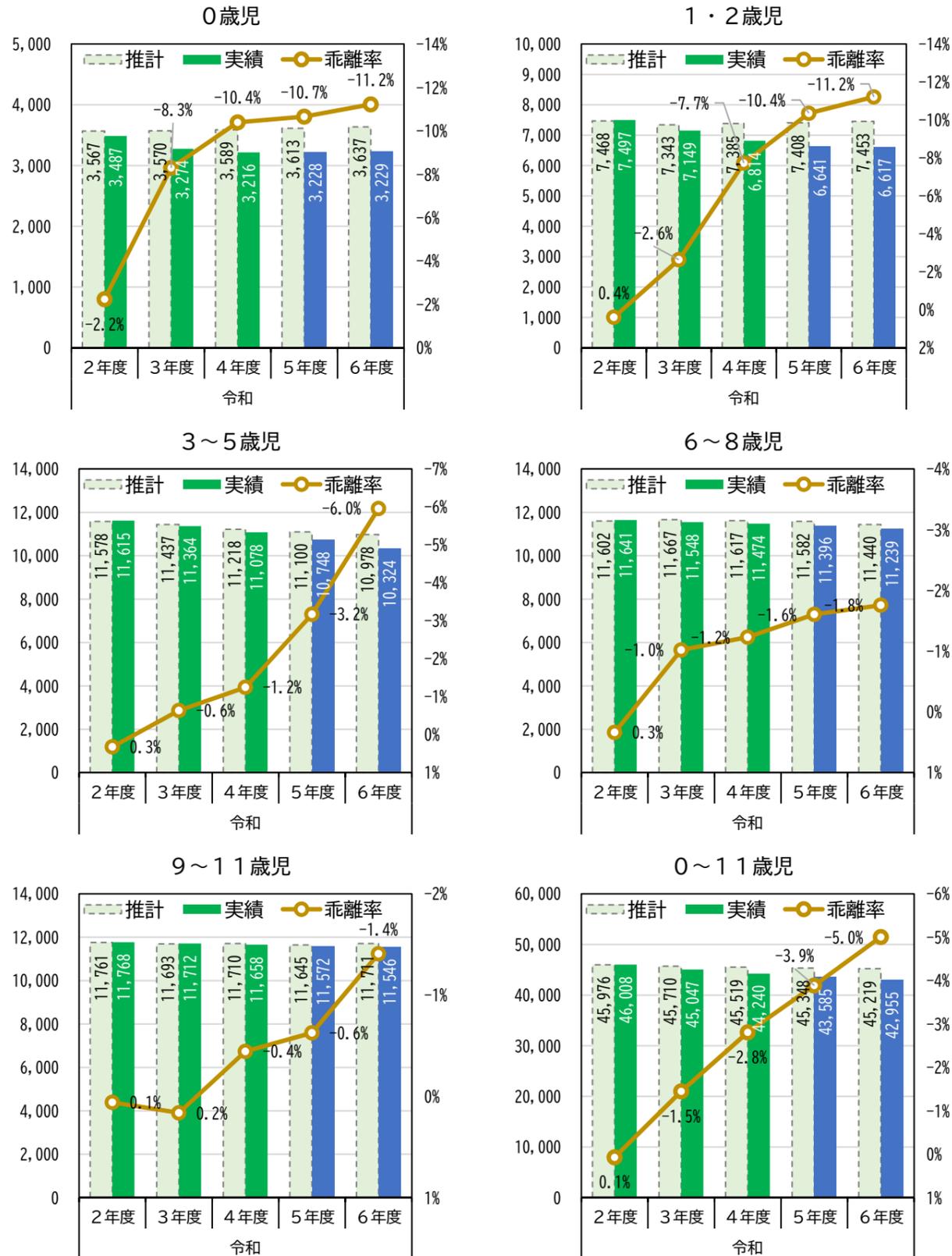
図2 松戸市子ども・子育て支援事業（赤字：見直しを行った事業）

I 教育・保育		II 地域子ども・子育て支援事業	
(1) 1号認定（3～5歳）	(2) 2号認定（3～5歳）	(1) 利用者支援事業	(8) 一時預かり事業
(3) 3号認定（1～2歳）	(4) 3号認定（0歳）	(2) 延長保育事業	(9) 病児保育事業
		(3) 放課後児童健全育成事業	(10) 子育て援助活動支援事業
		(4) 子育て短期支援事業	(11) 妊婦健康診査事業
		(5) 乳児家庭全戸訪問事業	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
		(6) 養育支援訪問事業	(13) 多様な主体の参入促進事業
		(7) 地域子育て支援拠点事業	

4 推計人口の見直し

- ◎ 令和4年度時点で、**0歳人口の実績値が当初の推計値から-10.4%、1～2歳人口が-7.7%乖離**
- ◎ 再推計の結果、**令和5年度以降についても、当初推計値との乖離幅は拡大する見込み**

図3 0～11歳人口の推移 (■：再推計値)



5 市民アンケート調査の結果

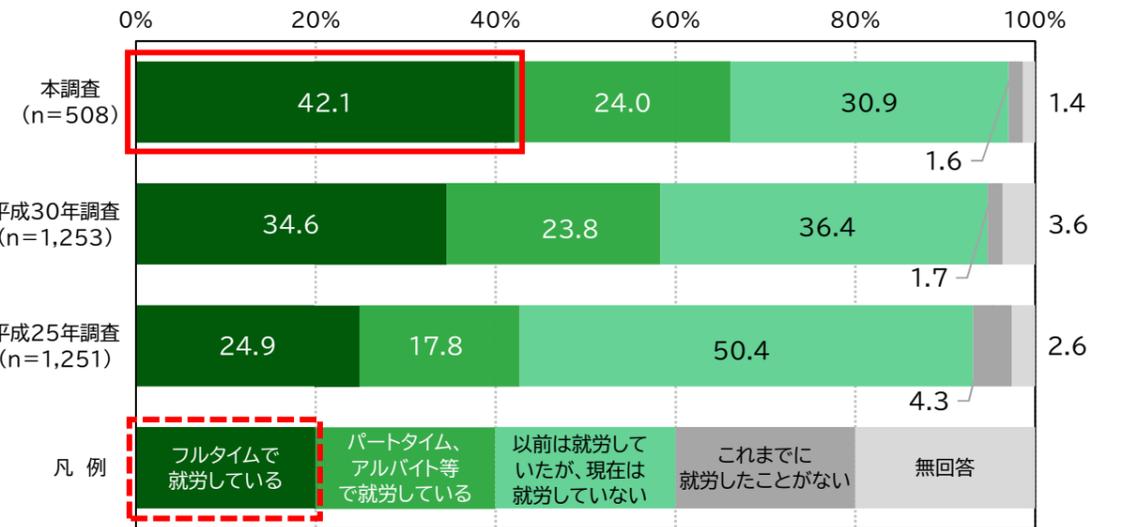
(1) 調査概要

調査目的	「第2期松戸市子ども・子育て支援事業計画」の中間年見直しに当たり、新型コロナウイルス感染症の流行による、保護者の就労動向や生活様式、子育て環境等の変化を把握する。		
調査対象者	未就学児の保護者	調査期間	令和4年7月～8月
調査方法	住民基本台帳から対象者を無作為抽出。抽出者に調査票を郵送し、回収。		
配布数	1,010票	有効回収票数(率)	510票(50.5%)

(2) 調査結果

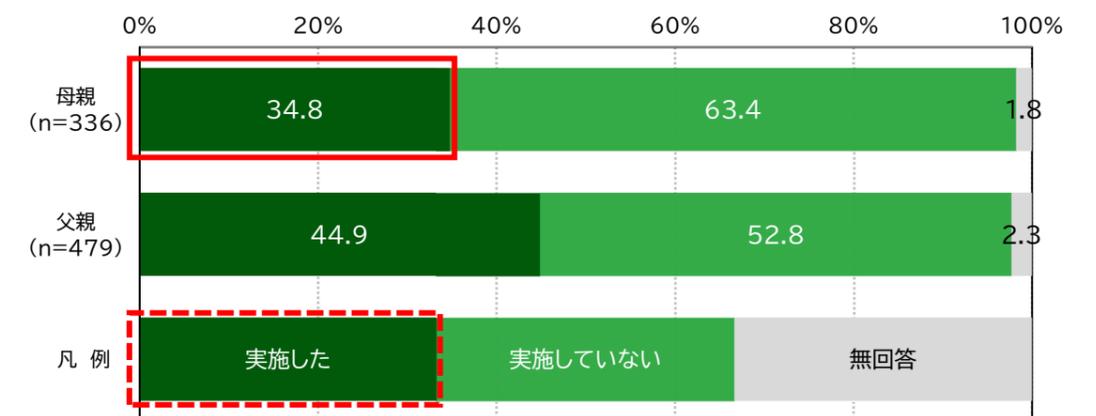
- ◎ **子育て世帯の母親のフルタイム就労が増加し、約4割を占める。**

図4 母親の就労状況



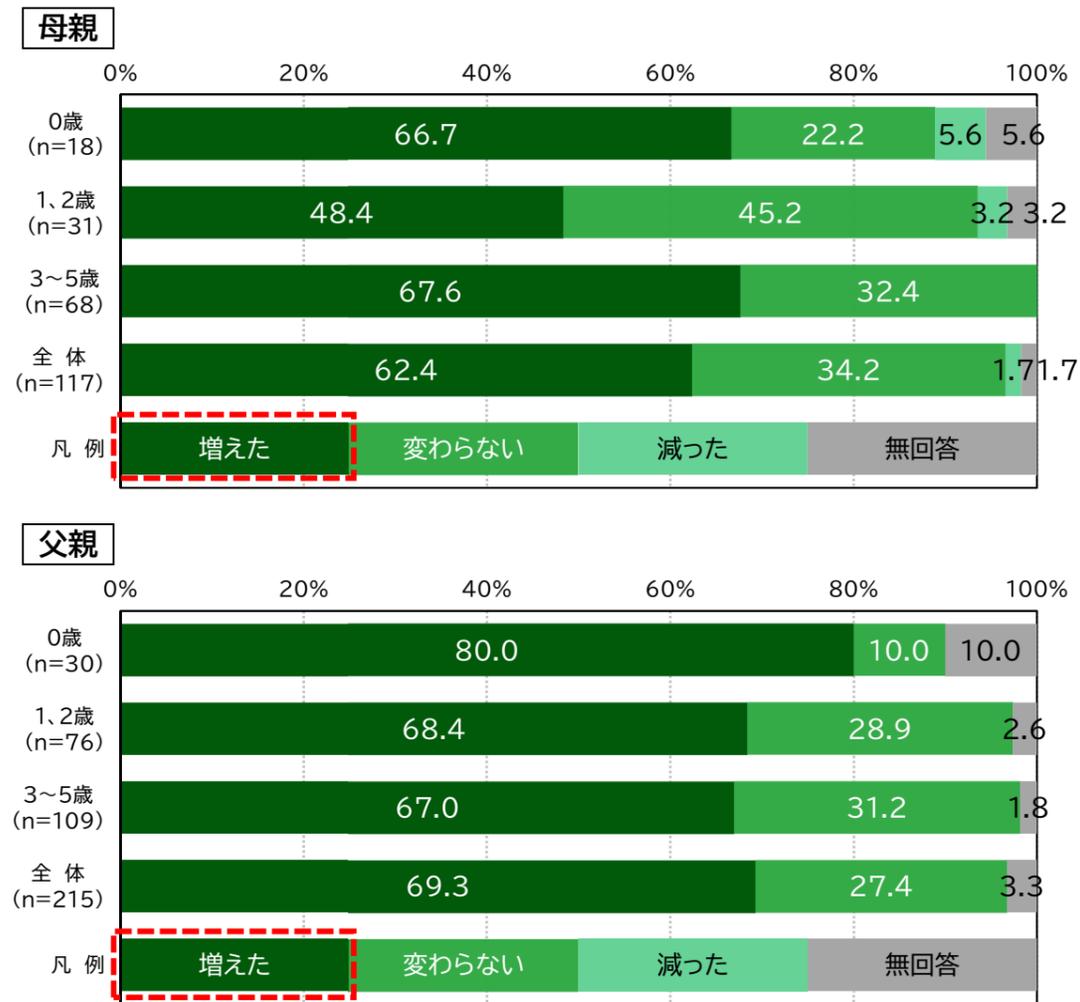
- ◎ **コロナ禍において、就労している母親の約35%がテレワークを実施**

図5 コロナ禍における両親のテレワーク実施状況



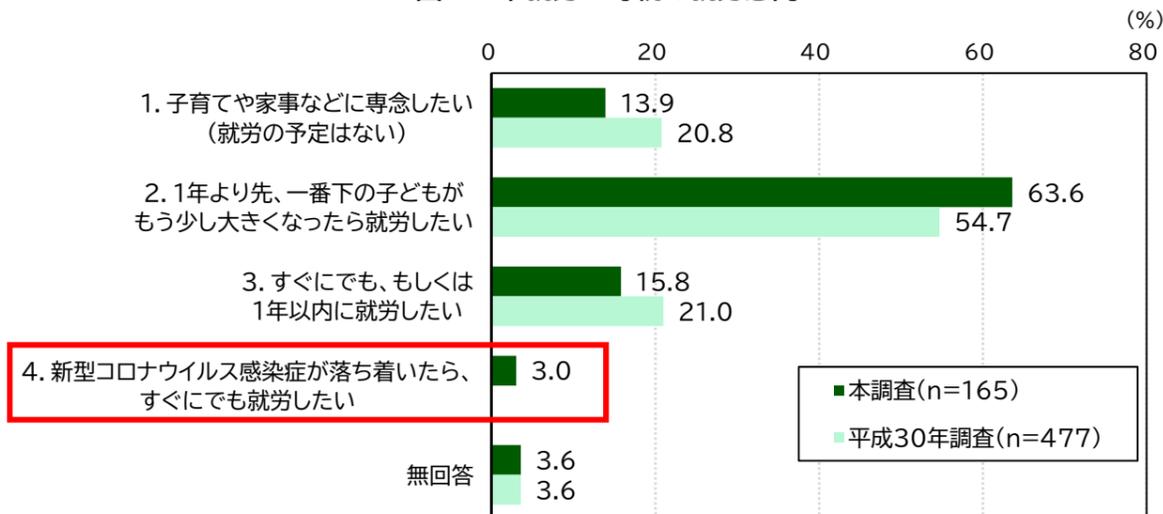
◎ テレワークの実施により、多くの世帯は育児にかかる時間が増加

図6 テレワーク期間中の育児にかかる時間の増減



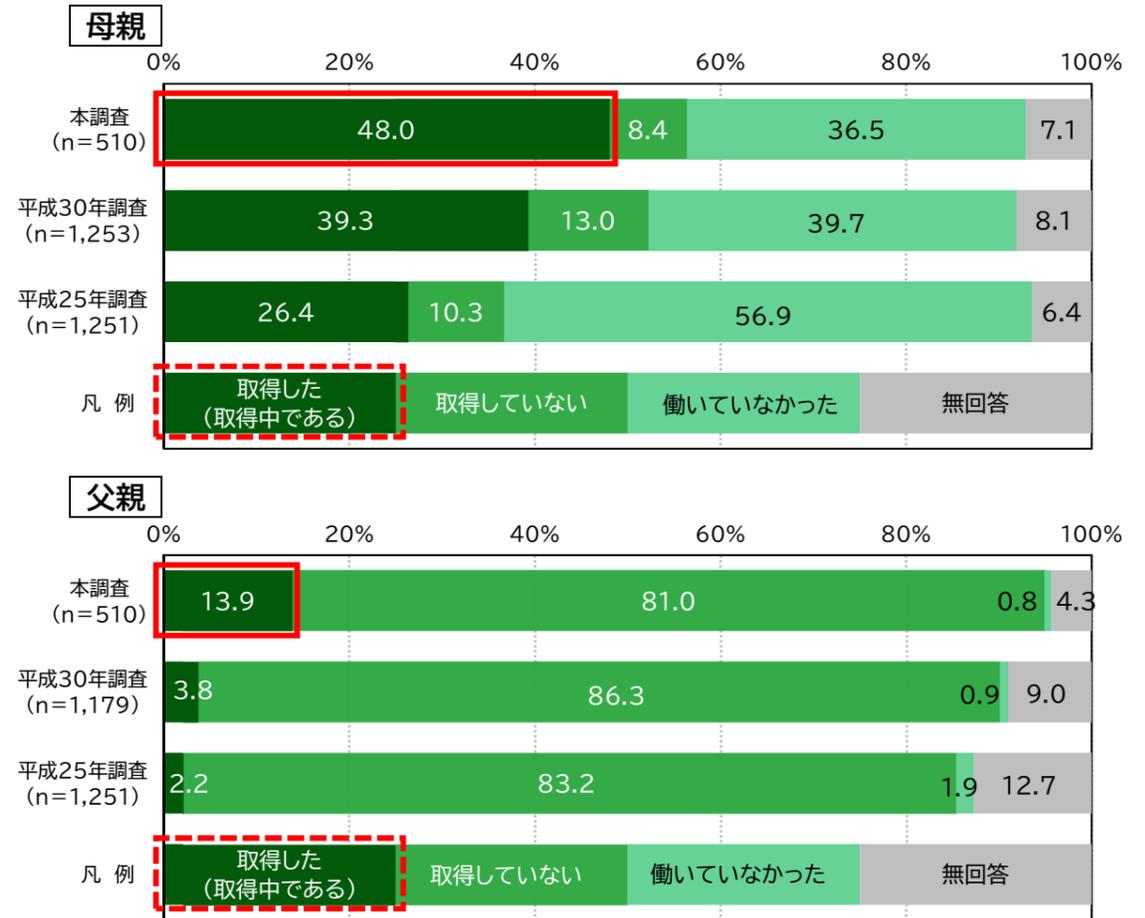
◎ コロナ禍により就労を保留した母親は少数

図7 未就労の母親の就労意向



◎ 育児休業の取得は、父母ともに増加し、母親については5割が取得

図8 育児休業の取得状況



◎ コロナ禍による育児休業の延長は少数

図9 母親の育児休業後の職場復帰の状況

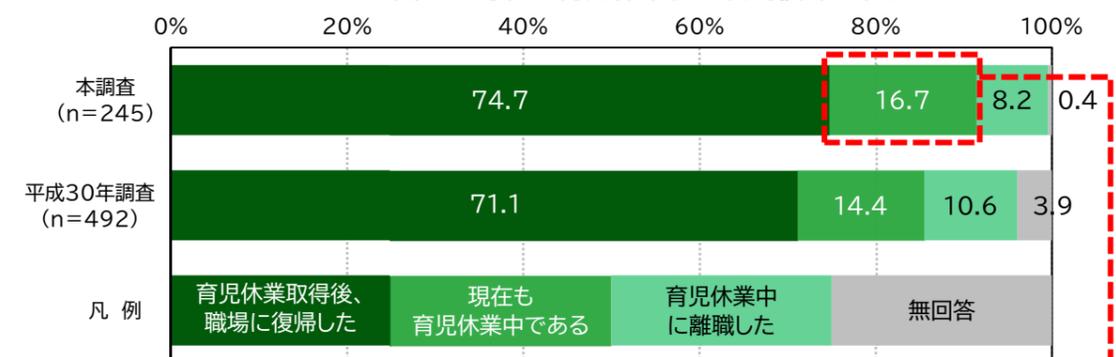


図10 コロナ禍による育児休業の延長の有無



6 教育・保育の見直し（案）

- ◎ 特に3号認定で、実績が当初の「量の見込み」を大きく下回っており、子どもの人口減少や育児休業取得者の増加、新型コロナウイルス感染症の流行による休園や登園自粛、保護者の働き方の多様化（テレワーク、在宅勤務の普及）等が背景にあるものと推測される。
- ◎ 一方で、母親のフルタイム就労は年々増加しており、潜在的なニーズは依然増加しているものと考えられることから、以上の要因を総合的に勘案して、「量の見込み」及び「確保方策」の見直しを行った。

図11 教育・保育の見直し（案）

認定区分	量の見込み・確保方策	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		計画(当初)	実績	計画(当初)	実績	計画(当初)	実績	計画(当初)	計画(改定)	計画(当初)	計画(改定)
(1) 1号認定 3～5歳	① 量の見込み	5,172	4,576	4,505	4,389	3,759	3,803	3,206	3,206	2,548	2,548
	乖離率(実績/計画-1)	▲11.5%		▲2.6%		1.2%		-		-	
	② 確保方策	8,662	8,030	8,390	8,238	8,188	7,672	7,857	7,857	7,530	7,530
	特定教育・保育施設	300	295	300	305	300	460	300	300	300	300
	新制度未移行幼稚園	8,362	7,735	8,090	7,933	7,888	7,212	7,557	7,557	7,230	7,230
③ 需給状況(②-①)	3,490	3,454	3,885	3,849	4,429	3,869	4,651	4,651	4,982	4,982	
④ 利用率(①/対象児童数)	44.7%	39.4%	39.4%	38.6%	33.5%	34.3%	28.9%	29.8%	23.2%	24.7%	
(2) 2号認定 3～5歳	① 量の見込み	5,689	5,744	6,200	5,807	6,759	6,164	7,373	6,423	8,044	6,673
	教育利用希望の強い2号	637	989	729	1,092	815	1,423	917	1,636	1,014	1,838
	その他	5,052	4,755	5,471	4,715	5,944	4,741	6,456	4,787	7,030	4,835
	乖離率(実績/計画-1)	1.0%		▲6.3%		▲8.8%		-		-	
	② 確保方策	5,822	6,302	6,329	6,661	6,869	6,920	7,621	7,139	8,139	7,382
幼稚園の預かり保育	803	1,427	1,075	1,473	1,277	1,502	1,608	1,638	1,935	1,851	
特定教育・保育施設	4,432	4,468	4,666	4,555	5,002	4,755	5,422	4,838	5,612	4,838	
市の独自対策	355	210	356	253	358	283	359	283	360	313	
施設等利用給付	232	197	232	380	232	380	232	380	232	380	
③ 需給状況(②-①)	133	558	129	854	110	756	248	716	95	709	
④ 利用率(①/対象児童数)	49.1%	49.5%	54.2%	51.1%	60.3%	55.6%	66.4%	59.8%	73.3%	64.6%	
(3) 3号認定 1～2歳	① 量の見込み	3,911	3,638	4,281	3,596	4,688	3,692	5,133	3,751	5,624	3,812
	乖離率(実績/計画-1)	▲7.0%		▲16.0%		▲21.2%		-		-	
	② 確保方策	4,014	4,280	4,384	4,143	4,835	4,223	5,225	4,225	5,642	4,313
	特定教育・保育施設	2,161	2,176	2,187	2,203	2,205	2,184	2,205	2,138	2,208	2,138
	地域型保育事業	1,089	1,195	1,432	1,484	1,865	1,661	2,255	1,693	2,669	1,781
市の独自対策	173	395	174	237	174	179	174	179	174	179	
市助成対象施設	31	25	168	25	430	33	544	49	591	49	
施設等利用給付	560	489	423	194	161	166	47	166	0	166	
③ 需給状況(②-①)	103	642	103	547	147	531	92	474	18	501	
④ 利用率(①/対象児童数)	52.4%	48.5%	58.3%	50.3%	63.5%	54.2%	69.3%	56.5%	75.5%	57.6%	
(4) 3号認定 0歳	① 量の見込み	682	666	766	565	863	582	973	581	1,098	580
	乖離率(実績/計画-1)	▲2.3%		▲26.2%		▲32.6%		-		-	
	② 確保方策	866	886	1,008	885	1,051	923	1,117	930	1,159	948
	特定教育・保育施設	630	639	640	631	641	636	641	637	641	637
	地域型保育事業	167	182	299	227	341	264	407	270	449	288
市の独自対策	51	48	51	10	51	8	51	8	51	8	
市助成対象施設	6	3	8	3	12	5	14	5	18	5	
施設等利用給付	12	14	10	14	6	10	4	10	0	10	
③ 需給状況(②-①)	184	220	242	320	188	341	144	349	61	368	
④ 利用率(①/対象児童数)	19.1%	19.1%	21.5%	17.3%	24.0%	18.1%	26.9%	18.0%	30.2%	18.0%	

7 地域子ども・子育て支援事業の見直し（案）

- ◎ 教育・保育と同様、新型コロナウイルス感染症の流行により、全体的に利用者数は当初の計画より低調となっている。
- ◎ 社会が「With コロナ」に移行するにつれて、各事業・施設の利用者数は徐々に回復することも想定されるが、実績と計画値の乖離が大きい事業については見直しを行った。

図12 地域子ども・子育て支援事業の見直し（案）

事業名	単位	量の見込み・確保方策	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
			計画(当初)	実績	計画(当初)	実績	計画(当初)	実績(見込み)	計画(当初)	計画(改定)	計画(当初)	計画(改定)
(1) 利用者支援事業	実施か所数	量の見込み	32	31	33	31	33	32	33	33	33	33
		確保方策	32	31	33	31	33	32	33	33	33	33
(2) 延長保育事業	利用人数/日	量の見込み	4,516	3,882	4,741	3,482	4,978	4,072	5,226	4,189	5,487	4,313
		確保方策(か所数)	(154)	(126)	(181)	(124)	(208)	(137)	(235)	(142)	(260)	(147)
(3) 放課後児童健全育成事業	利用人数/日	量の見込み	7,187	6,309	8,241	6,879	9,386	7,076	9,898	7,789	11,204	7,928
		放課後児童クラブ	5,070	4,575	5,549	4,279	6,041	4,627	6,531	4,819	7,556	5,028
		放課後KIDSルーム	2,117	1,734	2,692	2,600	3,345	2,449	3,367	2,970	3,648	2,900
		確保方策	7,187	6,309	8,241	6,879	9,386	7,076	9,898	7,789	11,204	7,928
		放課後児童クラブ(か所数)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)
(4) 子育て支援短期事業	利用人数/年	量の見込み	732	967	767	896	804	804	839	839	876	876
		確保方策	989	967	989	896	989	989	989	989	989	989
		訪問人数/年	3,567	3,300	3,570	3,281	3,589	3,216	3,613	3,228	3,637	3,229
		確保方策	3,567	3,362	3,570	3,357	3,589	3,216	3,613	3,228	3,637	3,229
		訪問件数/年	35	23	35	20	35	35	35	35	35	35
(6) 養育支援訪問事業	訪問件数/年	量の見込み	35	23	35	20	35	35	35	35	35	
		確保方策	35	23	35	20	35	35	35	35	35	
(7) 地域子育て支援拠点事業	利用人数/年	量の見込み	123,569	76,935	124,907	123,911	126,781	134,303	129,123	142,474	131,554	145,337
		確保方策	123,569	76,935	124,907	123,911	126,781	134,303	129,123	142,474	131,554	145,337
(8) 一時預かり事業	利用人数/年	量の見込み	169,241	96,029	192,641	179,927	216,041	200,135	239,441	228,091	262,841	254,526
		幼稚園	6,600	4,307	6,940	6,119	7,303	6,408	7,691	6,612	8,082	6,888
		ほっとる一む等	12,581	9,141	12,204	6,091	11,837	8,600	11,482	8,772	11,138	8,948
		確保方策	169,241	96,029	192,641	179,927	216,041	200,135	239,441	228,091	262,841	254,526
		幼稚園(か所数)	(34)	(33)	(34)	(33)	(34)	(31)	(34)	(31)	(34)	(31)
(9) 病児保育事業	利用人数/年	量の見込み	2,648	945	2,723	2,123	2,800	1,859	2,883	1,883	2,967	1,850
		病児・病後児対応型	1,448	238	1,523	459	1,600	434	1,683	505	1,767	530
		体調不良児対応型	1,200	707	1,200	1,664	1,200	1,425	1,200	1,378	1,200	1,320
		確保方策	6,888	6,840	6,888	7,762	6,888	8,229	6,888	8,182	6,888	8,124
		病児・病後児対応型(か所数)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
(10) 子育て支援活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	利用人数/年	量の見込み	6,463	2,952	6,745	3,740	7,047	4,040	7,365	4,379	7,690	4,747
		確保方策	6,463	2,952	6,745	3,740	7,047	4,040	7,365	4,379	7,690	4,747
		量の見込み	3,750	3,474	3,753	3,201	3,773	3,228	3,798	3,229	3,823	3,232
		確保方策	3,750	3,474	3,753	3,201	3,773	3,228	3,798	3,229	3,823	3,232
		申請者に対する支給人/年	-	461	-	406	-	-	-	-	-	-
(12) 実費徴収に係る補給給付を行う事業	申請者に対する支給人/年	-	461	-	406	-	-	-	-	-		
(13) 多様な主体の参入促進事業	利用支援コンシェルジュによる巡回/年	-	305	-	313	-	-	-	-	-		

8 今後のスケジュール

時期	内容
令和4年11月	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て会議（第2回） <ul style="list-style-type: none"> 事業計画見直し（素案）の審議 事業計画の見直し（案）の作成 <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て会議（第2回）意見の整理・反映
12月	<ul style="list-style-type: none"> 議会（健康福祉常任委員会等） <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の見直し（案）及びパブリックコメント実施について説明
令和5年 1月	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施
2～3月	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て会議（第3回）及び議会（健康福祉常任委員会等） <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果を報告
4月	<ul style="list-style-type: none"> 見直し後の事業計画施行

[参考] 子ども・子育て支援事業の概要

■ 教育・保育

(1) 1号認定（3～5歳）	
対象	満3歳以上で、保育の必要性がなく、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を希望する方。計画値及び実績値には、子ども・子育て支援新制度に移行していない県の私学助成を受ける私立幼稚園（以下「新制度未移行幼稚園」という。）を含む。
利用施設・事業	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
(2) 2号認定（3～5歳）	
対象	満3歳以上で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育所（園）、認定こども園（保育所部分）等を希望する方
利用施設・事業	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、幼稚園+預かり保育
(3) 3号認定（1～2歳）	
対象	1～2歳で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育所（園）等での教育・保育を希望する方
利用施設・事業	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設
(4) 3号認定（0歳）	
対象	0歳で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育園等を希望する方
利用施設・事業	保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設

■ 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●基本型（子育てコーディネーター）：おやこDE広場・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、さまざまな悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援する。 ●特定型（利用支援コンシェルジュ）：市役所保育課に利用支援コンシェルジュを配置し、多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じた的確な施設等の利用案内を行う。 ●母子保健型（親子すこやかセンター）：親子すこやかセンターに、保健師・助産師・社会福祉士を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。
対象	0～5歳
(2) 延長保育事業	
事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間帯以外の時間において、保育所等で引き続き保育を行う。
対象	0～5歳

(3) 放課後児童健全育成事業	
事業概要	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。
対象	小学1～6年生
(4) 子育て短期支援事業	
事業概要	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合に預けることができる。（夜間・休日養護もあり）
対象	1歳～18歳に達するまで
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	
事業概要	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問し、育児等の相談や、子育て支援の情報提供を行う。
対象	生後4か月までの乳児
(6) 養育支援訪問事業	
事業概要	育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、訪問による支援を行う。
対象	支援を特に必要とする妊婦及び家庭
(7) 地域子育て支援拠点事業	
事業概要	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる室内の広場です。また、育児相談や子育て講座等も行っている。
対象	0～5歳
(8) 一時預かり事業 ①幼稚園の預かり保育	
事業概要	通常の教育時間終了後、幼稚園において希望する在園児を預かり、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援する。
対象	3～5歳
(8) 一時預かり事業 ②その他	
事業概要	就労形態の多様化や保護者の急な病気やケガ、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減等を図るため、保育所（園）やほっと一む等で、一時的に子どもを預かる。
対象	0～5歳
(9) 病児保育事業	
事業概要	病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行う。
対象	0歳～小学6年生
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
事業概要	地域の中で育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育所等の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う互助活動
対象	0歳～小学6年生
(11) 妊婦健康診査事業	
事業概要	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、県内外の医療機関での健診費用の助成が受けられる。
対象	全妊婦
(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	
事業概要	保育所（園）・認定こども園等において実費徴収を行うことができるとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用等」について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する。幼稚園については、一定の条件を満たした子の給食費において、副食費の一部を免除する。
(13) 多様な主体の参入促進事業	
事業概要	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行うとともに、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成する。